

飯塚市行政経営戦略推進審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年8月12日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第41号

飯塚市行政経営戦略推進審議会規則の一部を改正する規則

飯塚市行政経営戦略推進審議会規則(令和5年飯塚市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(会議) 第6条 (略) 2 (略) 3 審議会の議事は、<u>出席した委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる <u>4 会長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、</u> <u>書面により審議することをもって会議に代えることができる。</u> <u>5 前項の審議の手続については、第1項から第3項までの規定を準</u> <u>用する。この場合において、第2項及び第3項中「出席」とあるの</u> <u>は「書面による審議に参加」と読み替えるものとする。</u>	(会議) 第6条 (略) 2 (略) 3 審議会の議事は、<u>出席委員</u>の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

附 則

この規則は、公布の日から施行する。